

募集定員

20名

ITエンジニア(ロースキル) 養成科【15歳以上 40歳未満の方対象】

受講料 無料
初心者 歓迎



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

訓練
期間

平成 30年 11/1 ~ 平成 31年 1/31

募集
期間

8/24~9/11

●ご応募方法

事前にハローワークでご相談の上、ご応募下さい。
※ハローワークの受付は平日のみです。
詳細はハローワークにお問い合わせ下さい。

●訓練・選考実施場所

HITスクール 本町校
〒541-0055
大阪市中央区船場中央3丁目2-8
船場センタービル8号館 3階 333



基礎からしっかり…ビギナーも安心

「わからない」も、しっかりサポート!基礎から丁寧に教えるカリキュラム。
【ステップアップシート】で毎日成長を実感。

授業外でも質問・相談 OK!

テキストの内容はもちろん、あなたが独自に進めている学習相談にもきちんとお応えします。私たちは頑張るあなたをトコトン応援します。

学習サポートもバッチリ

授業中間けなかつた疑問点は【自習時間でしっかり解決】。努力を決してムダにしない万全のサポートに期待して下さい。

プロが使うツールを使用

実際の開発現場で【プロも利用している開発ツール】で学習。ご自宅のパソコンにも導入できるので予習・復習にも活用できますよ。

— 訓練説明会・見学会実施中 —

1回目 平成30年8月29日(水)

- ① 11:00~12:00
- ② 14:00~15:00
- ③ 16:00~17:00

2回目 平成30年9月5日(水)

- ① 11:00~12:00
- ② 14:00~15:00
- ③ 16:00~17:00

「開発会社ならではの」の実践的なカリキュラム!

訓練について

訓練時間 9:30～16:00
(3ヶ月)※訓練日数 57日

訓練目標 サーバー・ネットワークの基本知識及び操作を理解し運用・保守することが出来る知識を身に付ける。
また、パソコンの組み立てや設定を手順書通りに行う事でキitting業務の知識を身に付ける。
HTML/CSSの制作を習得することで、HTMLコーダーとして従事できるようになり、テスト手法を習得することで、評価テスターの手法も習得する。
また、幅広くITの知識を習得することで、テクニカルサポートとしての技能を身に付ける。

訓練内容

【学科】
コンピュータ基礎知識、IT 基礎概論
Web基礎概論、安全衛生、働くことの基本ルール

【実技】
Office 文書作成、表計算、ネットワーク・サーバー構築基本、ホームページ制作実習、Linux 基本操作、Linux 構築基礎、ハードの組み立て、設定

【就職支援】
キャリア形成、社会人基礎力、コミュニケーション能力、ビジネスマナー、就職支援

受講生の条件 IT関連の仕事を目指す人
【15歳以上 40歳未満の方対象】

学科 78時間 / 実技 222時間
就職支援 24時間

定員

20名



ヒロトレーニング
— 急がば学べ —

募集期間

2018 2018
8/24 ~ 9/11

選考日

2018 2018
9/26 合否通知 10/19

訓練期間

2018 2019
11/1 ~ 1/31

選考方法

筆記試験
面接試験

■ 修了後想定される業種

- 運用・保守
- 評価テスター
- データ入力
- HTMLコーダー
- テクニカルサポート
- キitting

HITの 就職支援 サポート

訓練終了後、速やかにお仕事に就いていただけるよう、【キャリアカウンセリング】などを通じて、あなたの就職活動をバックアップします。履歴書や職務経歴書のアドバイス、就職相談も随時対応。いつでも気軽にご相談下さい。
また、インターン制度も導入しているため、訓練中のスキル習熟度等によっては、弊社でさらにスキルアップしていただくことも可能です。

- ◆求職中(ハローワークに求職登録されている方)で、公共職業安定所長(ハローワーク所長)の受講指示、受講推薦または支援指示を受けることのできる方
- ◆訓練を受講することによって早期就職(訓練終了後3か月後以内)を希望されている方
- ◆訓練の実施・受講に伴う調査等に協力できる方(「求職状況報告書」は必ず提出することを誓約いただきます)
- ◆訓練実施施設のジョブ・カード作成アドバイザーによるキャリアコンサルティングを受講し、ジョブ・カードの作成支援を受ける方

ご注意

- ※応募状況が低調な場合は訓練実施を中止する事があります。
- ※教材費(10000円※税込)は、受講者負担となります。受講料(入学金・授業料)は無料です。
- ※公共職業安定所長(ハローワーク所長)の受講指示、受講推薦または支援指示を受けて公共職業訓練もしくは求職者支援訓練の実践コースを受講修了後1年以内の方は、原則として受講できません。
- ※過去1年以内に公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けて受講した公共職業訓練もしくは求職者支援訓練を正当な理由なく途中で辞められた方は受講できません。